

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	蟹川流域治水対策測量業務委託
2 履行場所	大和郡山市九条町他地内
3 履行期間	着手の日から令和9年1月29日まで
4 業務概要	4級基準点測量 N=31点 現地測量 A=0.060km ² 路線測量 L=1.52km
5 事業担当課	建設課
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契約保証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支払事項	前払金 契約金額が300万円以上の場合は請求できます。ただし契約金額の30%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時 令和8年5月26日午前9時から正午まで 質問方法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（業務委託）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提出先 建設課 質問回答日 令和8年5月28日午後1時から開札前日まで 質問回答場所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→ 建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました） にて閲覧できます。 その他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書

第1条 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、蟹川流域治水対策の検討を行う上で、必要となる基準点測量、現地測量、路線測量を行うものである。

第2条 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、本仕様書に記載されていない内容等については最新の「土木設計業務等委託必携 測量業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）」及び「公共測量作業規定の準則 解説と運用」に準拠すること。

第3条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第4条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第6条 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第7条 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、大和郡山市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

① 業務等着手届 ② 業務工程表 ③ 主任技術者通知書

④ 担当技術者届（受注者が定める場合）

※ ③～④については各種免許証写し添付のこと

⑤ 現場代理人及び配置技術者の雇用に関する経歴書（保険証等雇用年月日のわかる書類の写し添付）

（詳しくは、「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→基準関連）を参照。）

⑥ 業務完了報告書 ⑦ 業務成果引渡書 ⑧ 契約金額請求書

なお、提出した事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

第8条 工程管理

当初打合せ時に、今後の工程等の調整を行う。また工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第9条 測量業務について

基準点測量 一式

現地測量 一式

路線測量 一式

(打ち合わせ)

業務着手時、業務中間時3回、成果物納入時の計5回を行うものとする。

第10条 成果品の検査

(1) 受注者は、業務完了時に大和郡山市の成果品検査を受けなければならない。

(2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

第11条 成果品の引渡し

成果品の検査に合格後、指定された提出図書一式を納品し、大和郡山市の検査をもって、業務の完了とする。

① 報告書 簡易製本 正副2部

② 電子データ (CD等) 正副2部 (電子納品要領等に対応したデータの提出は不要)

第12条 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受注者の申請による。

(現地調査等の際には身分証明書を発行する。)

第13条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、大和郡山市と受注者が協議の上、これを定める。

第14条 その他

(1) 業務実施にあたっては、一般交通の支障のないよう注意し、各種物件や農作物等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。万一損傷もしくは事故が生じた場合、受託者の責任において一切を処理しなければならない。

(2) 現地作業の開始について、事前に地元自治会及び関係各所に対して業務に関するお知らせを行うことから、調整が整ったことを監督員に確認の上、現地作業に入ること。

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書、(旧)健康保険被保険者証は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) (1)～(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

位置図

